



かながわの杜協からの提案2014

～住民が抱える生活課題の解決に向けて～

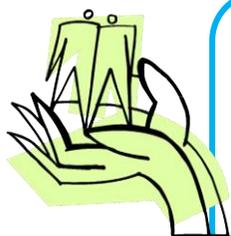
いま、地域をとりまく状況は・・・



○新たな福祉課題の広がり、多様化～社会的孤立の問題

ひきこもりや孤立死、ホームレス、ゴミ屋敷など、従来の福祉施策にあてはまらない生活問題が顕在化し、こうした問題の背景にある社会的孤立や貧困への取り組みが課題となっています。

新たな法整備なども進められている中で、それぞれの地域においても住民や関係者の協働により、社会的孤立といった課題に早期に気づき、問題の深刻化を防ぐ取り組みが求められています。



○大規模災害の増加

阪神淡路大震災や東日本大震災クラスの大震災が関東でも起きる可能性が言われていると同時に、台風、竜巻など、今まで経験したことのない自然災害が増えています。

こうした中で、日ごろから顔の見える地域づくり、何か起きた時に声をかけあえる地域づくりが重要になっています。

○住民、さまざまな主体の地域福祉活動への参画の広がり

災害時の助け合いや高齢化に伴う生活課題等、福祉課題が身近なものとなってきた中で、ボランティア、NPO、当事者活動など、住民主体の活動が多様に広がっています。

また、福祉施設が空きスペースを地域に開放して交流の場づくりをするといった取り組みや、企業や商店など、福祉領域以外のところでも、地域貢献の取り組みが広がっています。

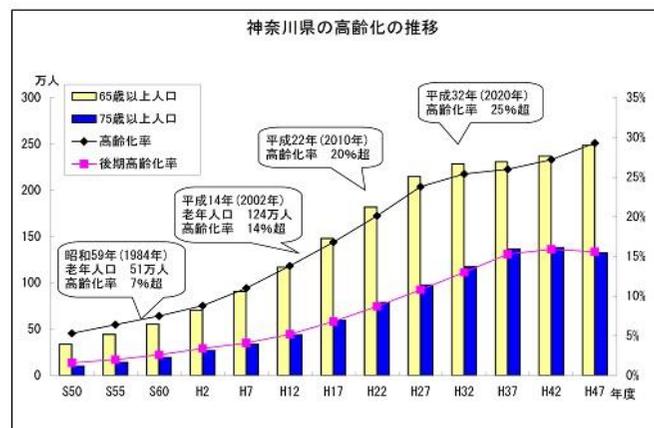
地域の課題は多様化、複雑化していますが、さまざまな地域資源も生まれており、多くの担い手の協働による工夫にあふれた豊かなまちづくりが期待されています。



○高齢化の加速的な進行と地域包括ケアシステム

神奈川の高齢化率は昭和50年(1975年)の5.3%から平成24年(2012年)には21.5%と40年弱で4倍強に伸び、平成47年(2035年)には35%に達すると予測されています。

このような中で介護保険制度が見直され、介護予防事業の一部が市町村実施事業となるなど、医療・介護・生活支援サービス等を各地域で充実させていくことが課題となっていますが、制度に基づくサービスだけでは不足してくることは明らかであり、身近な地域での住民相互の支え合い活動なども視野に入れた「地域包括ケアシステム」の必要性が言われています。



注1 平成22年度までは、国勢調査による。

注2 平成27年度以降は、「神奈川県地域ケア体制整備構想」による推計。

※神奈川県HPより

このような中で、わたしたちは社協(社会福祉協議会)という組織だからこそ、問題解決に向けて取り組む役割と可能性があると考えています。

それは、社協は住民・関係者の連携と協働で地域福祉をすすめるために設置された組織だからです。

社協がもっている特性とそれを生かしたさまざまな取り組みを知っていただき、社協という場を、地域福祉をともにすすめる多くの方々との連携・協働の場として活用していただきたいと考え、この提案を作成しました。

「かながわの社協からの提案2014～住民が抱える生活課題の解決にむけて」

CONTENTS

社会福祉協議会
(社協)とは？



- P1 その1～法的位置づけと使命
- P2 その2～社協と行政の関係は、「ともに地域福祉を推進するパートナー」
- P3 参考：社会福祉協議会になぜ公費が導入されるのか？～市町村社協への公費負担に関連した通達等
- P4 社協の一般的な業務体制と機能
- P5 社協の事業展開の特徴
～「個別ケースへの支援」「福祉のまちづくり」2つの機能がつながることで生まれる効果

社協がおこなう
「総合相談」とは？



- P6 問題の発見から解決まで、多様な担い手との協働で展開する総合性が特徴
- P7 社協の「総合相談」の展開イメージ
- P8～9 社協の特性を生かした事業展開例
 - ・各エリアにつくってきた住民主体の活動が地域の支援の受け皿に（葉山町）
 - ・地区社協エリアを核に専門職と住民活動をつなぐ総合相談体制を構築（茅ヶ崎）

社協が取り組む
権利擁護とは？



- P10 「その人らしく生きる」ことへの支援と、それを支える地域づくり
- P11 社協の特性を生かした事業展開例
 - ・制度の枠組みを超えた横断的な連携による権利擁護のまちづくり（伊勢原）

地域包括ケアシステム
の中で社協が果たす
役割、可能性



- P12 めざすところは地域福祉の目標そのもの
- P13 “地域ケア会議”の機能と社協の特性との関連
- P14 社協の特性を生かした事業展開例
 - ・市域全体の地域包括支援センターの統括的機能を発揮（大和）

社協が推進する小地域福祉活動



- P15 社協が推進する小地域福祉活動～住民主体による地域福祉推進の基盤となるもの
- P16 社協のおこなう小地域福祉活動支援～担い手の発掘、住民の気づき、関係づくりを促す支援
- P17 小地域福祉活動の定着化、活動と担い手の広がり
～社協と行政の連携・協働による取り組みの重要性

災害時に備えた社協の活動



- P18 日ごろからの“顔の見える地域づくり”が災害時にも強い地域を生む
- P19 全国ネットの強みがあるのも社協の特徴
- P20 社協の特性を生かした事業展開例
・社協が中心となり組織化した災害ボランティアネットワーク（伊勢原）

P21 さまざまな関係者・機関・団体との協働による事業の企画と実施

P22 社協における生活困窮者支援体制のイメージ

社会福祉協議会（社協）とは・その1 ～法的位置づけと使命

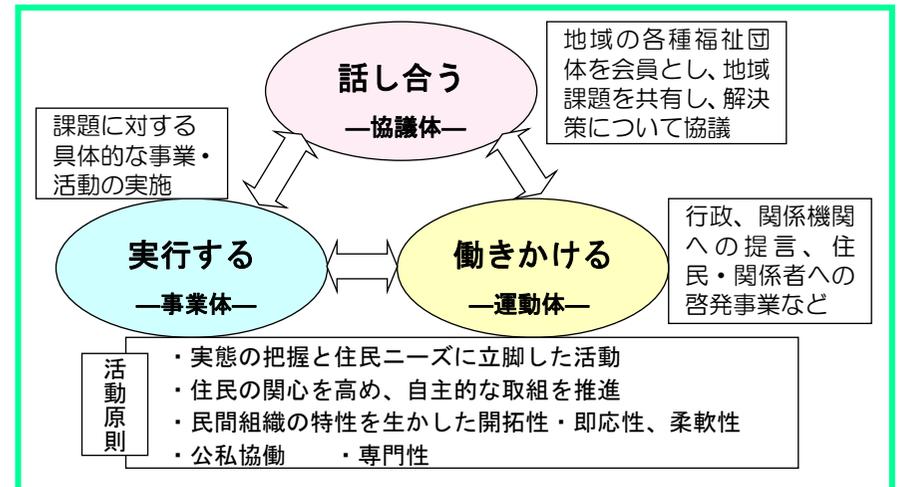
社会福祉法第109条により規定された「地域福祉の推進を目的」とした団体で、
住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

構成 地域の住民組織と公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関係者などにより構成されています。

社会福祉法では、市区町村社協の構成要件として、「社会福祉事業や更生保護事業を経営するものの過半数の参加」とともに、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」の参加が規定されているため、社会福祉施設、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業所、NPO 団体、企業など地域の幅広いメンバーが構成員となっています。

区域内の事業者の過半数を要件としているのは、同じ区域内に2ヶ所以上設立されることを防ぐためであり、唯一、様々な市区町村内で意見や参加を推進するための公共的な役割を持った組織構成となっています。

目的 地域の中で起きている様々な福祉課題（潜在化している個人の課題も含め）を地域全体の課題として捉え、組織構成員とともに考え、協議を行い、協力し合い解決を図ることを通して、住民主体の福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。



事業 住民の福祉活動組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行います。

■市区町村社協の事業

- ・福祉課題の把握、地域福祉活動計画の策定、提言・改善のための活動の実施
- ・ボランティア活動の振興
- ・総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- ・社会福祉の人材養成・研修事業の実施
- ・住民、当事者、社会福祉事業者の組織化・支援
- ・福祉サービス等の企画実施
- ・福祉教育・啓発活動の実施
- ・地域福祉財源の確保および助成の実施

組織 全国すべての市区町村、都道府県・指定都市に設置されており、それぞれが公共性と自主性を有した民間組織であると同時に災害時などには全国ネットの強みを生かした活動を展開しています。

社会福祉協議会（社協）とは・その2～社協と行政との関係は、「ともに地域福祉を推進するパートナー」

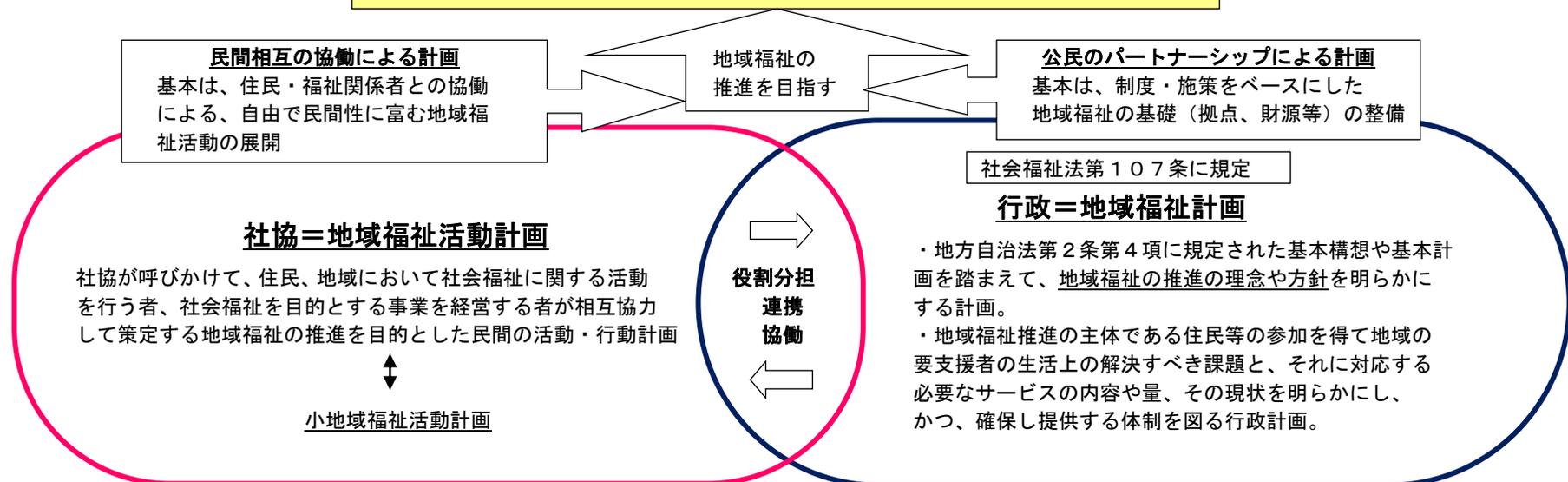
- 「社協」は「行政」とともに、市町村域全体を視野に地域福祉を推進する公共的な組織であり、**地域における「新たな支え合い（※）」を推進するための重要なパートナー**です。

(※)厚労省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」はH20年3月「地域における『新たな支え合い』を求めて-住民と行政の協働による新しい福祉-」を示し、社会的排除や多様な生活課題に対して「成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い（共助）」の拡大、強化が求められている」としています。

- 社会福祉法第109条では、「関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会又は地区社会福祉協議会の役員となることができる」と規定し、**行政職員の社協への参加が担保されています**。「公私協働」のためには、行政、社協の連携は欠かせないものとなっています。
- 社会福祉法第6条には、「**福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務**」として、国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないと規定されています。

■社会福祉法第107条に規定されている「地域福祉計画」は、社協が地域住民等に呼びかけて策定する「地域福祉活動計画」と、連携・協働する計画とされています。

社会福祉法の目的＝住民参加、公私協働による地域福祉の推進



参考：社会福祉協議会になぜ公費が導入されるのか？ ～市町村社協への公費負担に関連した通達等

○「小地域社会福祉協議会の整備について」（昭和27年5月2日 社乙発第77号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）

「町村等小地域における協議会の経費は、共同募金よりの配分金及び構成員からの会費等をもつて充てられるべき性質のものであるが、協議会活動は、町村の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的としているものであるから結局町村の行政目的と一致し、これを助長する役割をも果すものであり、且つ町村当局も当然協議会の一構成員となるのであるから、分担金とか委託金とかを支出されるよう指導されたいこと。なお、中央においても地方財政平衡交付金に市町村社会福祉協議会交付金として財政措置を講じているから承知願いたいこと。」

○「社会福祉協議会活動の強化について」（昭和41年5月13日 社第104号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達）

「市町村の地域における民間社会福祉活動推進の中核となる市町村社会福祉協議会の活動は喫緊の要務と考えられる。福祉活動専門員は市町村社会福祉協会の職員とし、その職務は市町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画、連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。」

※この通達にともない、福祉活動推進員の設置費について、国において補助金として支出することとなりました。

福祉活動推進員の設置費については、この後、平成11年度から地方交付税措置として基準財政需要額に用いる単位費用の積算基礎に計上されています。

○「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—」

（平成20年3月31日 厚労省・これからの地域福祉のあり方に関する研究会）

「市町村社会福祉協議会は、介護保険事業、自治体からの受託事業の割合が高くなっており、地域福祉活動支援の取組を強化する必要があるのではないかという指摘もある。」

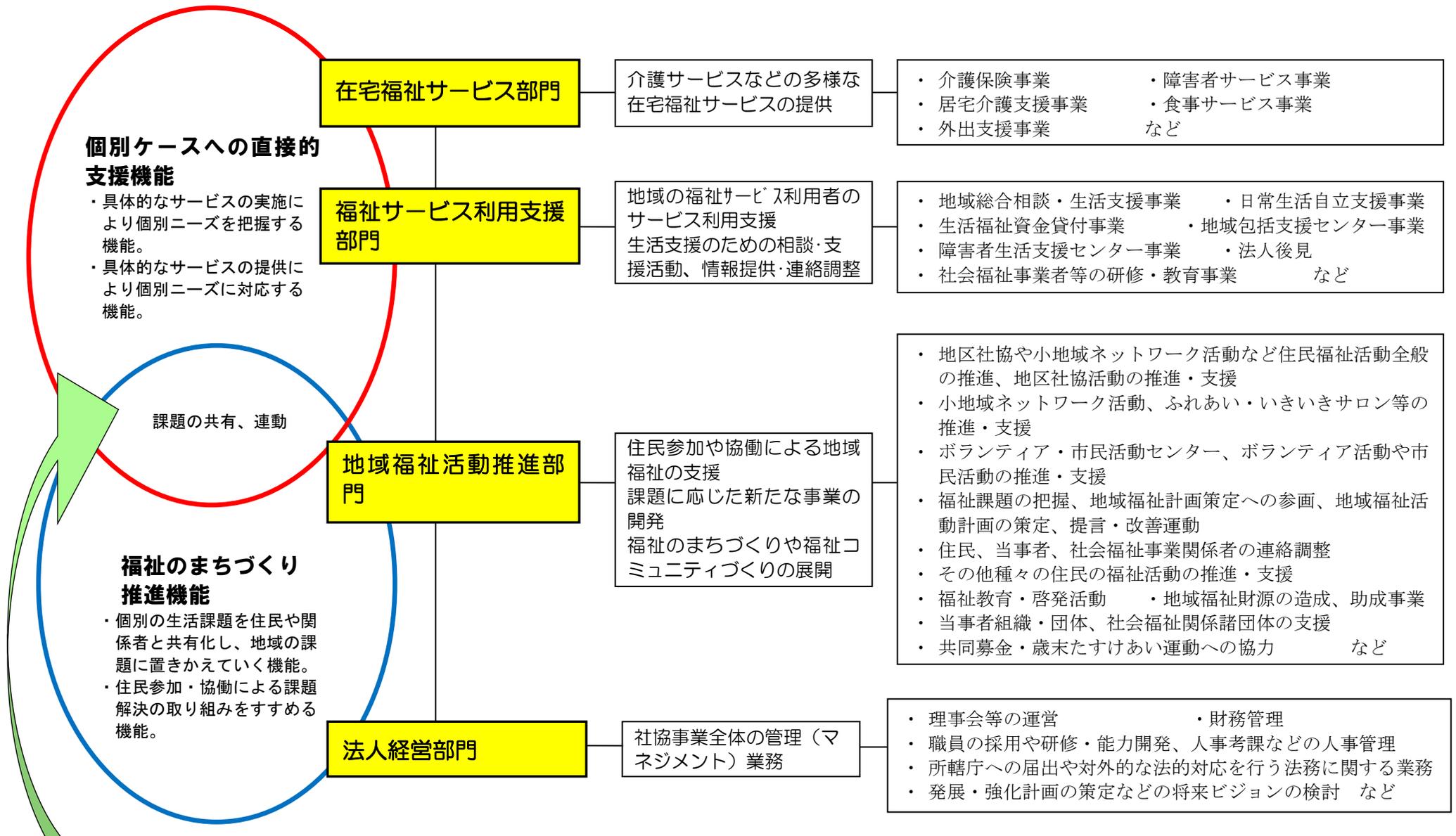
「新しい地域福祉の推進に役立つ組織として、住民の福祉活動を発掘、育成し、地域住民が支え合う環境づくりを進めるために、社会福祉協議会が積極的な役割を果たすことができるよう見直す必要がある。」

「市町村社会福祉協議会について、地区の住民による地域福祉活動を支援する団体として、助言、情報提供、援助を行うものと位置づけるとともに、住民の地域福祉活動を支援することができる職員の養成、社会福祉士資格をもつ職員の配置を支援する等検討を行う必要があるのではないか。」

○「社会・援護局関係主管課長会議資料」（平成21年3月2日 厚生労働省社会・援護局）

「今後、社会福祉協議会が地域福祉を推進する組織として役割を十分に発揮し、開拓性、即応性、柔軟性を活かした事業展開が可能となるよう地域福祉活動を調整する役割を担う者（地域福祉のコーディネーター）等専門的人材（社会福祉士等の有資格者）を配置することが重要であると考えていることから、各自治体においては所要の財政措置に配慮されたい。」

社協の一般的な業務体制と機能

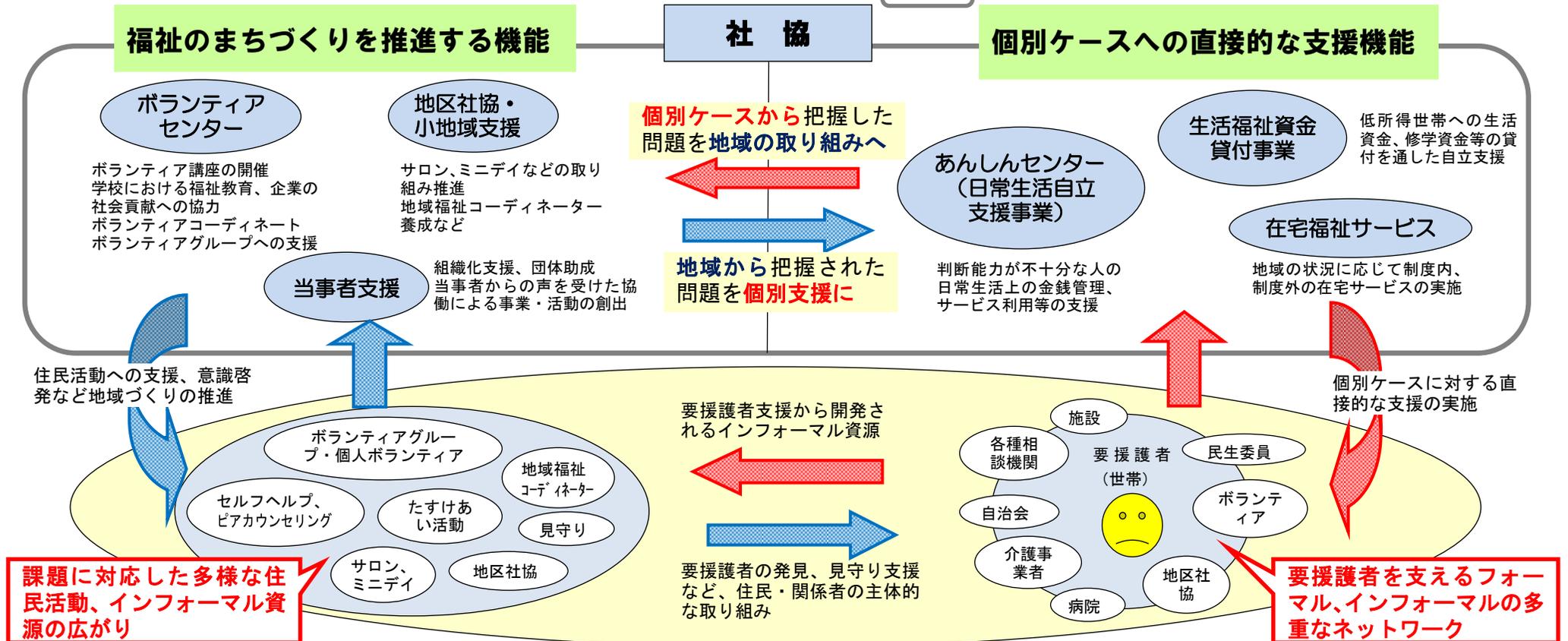


「個別ケースへの直接的支援機能」と「福祉のまちづくり推進機能」を連動させて動かすことで、多様に分かれている事業を統合化し、ダイナミクスを生かして地域福祉の総合的な展開をはかるところに社協の特性があります。

社協の事業展開の特徴～「個別ケースへの支援」「福祉のまちづくり」2つの機能がつながることで生まれる効果

- 「個別ケースへの直接的な支援機能」と「福祉のまちづくりを推進する機能」の2つの機能を生かして、①「要援護者（世帯）の問題を受け止め、自ら実施する在宅サービス等により個別ケースへの支援を行い」、②「個別ケースの支援をとおして把握された地域の課題をもとに、ボランティア講座等の実施や地区社協への働きかけ、当事者団体の組織化などを行い、地域の中に課題解決につながる取り組み、担い手を生み出していく」というところに、社協らしい事業展開の特徴があります。
- ①と②の関係は、常に①→②に流れているわけではなく、②の働きにより地域の中に多様に生まれた住民による活動が、潜在化している要援護者の発見につながり、専門的支援につながる②→①への流れもあります。
- 社協の事業展開の特徴は、社協の有するこの2つの要素を相互に働かせて、**さまざまな社会資源やネットワークを地域につくり出し、生活問題の予防、早期発見・早期解決、「だれもが安心して生活できる地域づくり」につなげていくこと**にあります。
- これは市町村により実施事業の違いはあっても、すべての社協に共通する特徴です。

※市町村によって社協が実施する事業は異なりますが、 内の事業は、神奈川県内どこの市町村社協でも実施している事業です。

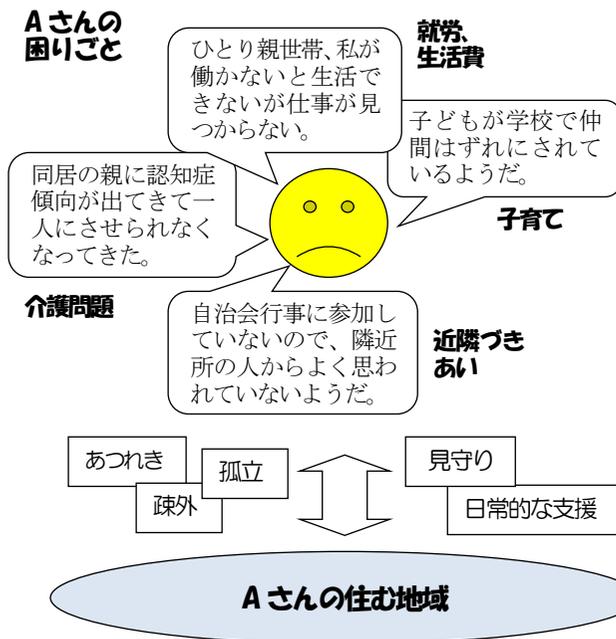


社協がおこなう「総合相談」とは ～問題の発見から解決まで、多様な担い手との協働で展開する総合性が特徴

■社協が「総合相談」によってめざすものは、社協の理念「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」そのものです。
 ■特に、「地域で」「誰もが」ということを大事に、

- ・制度・サービスの有無にかかわらず生活にかかわるあらゆる問題への対応
- ・たった一人の問題も地域の課題としてとらえ、地域で予防・解決できるまちづくり が社協の「総合相談」のめざすところです。

「Aさんの困りごと」を例に、社協がおこなう「総合相談」を考えると・・・



社協がおこなう「総合相談」

「個別支援」「地域支援」の機能を生かして・・・

- 多様なニーズを多くのアンテナでまず受け止める**
 地域での生活上の困りごとは福祉領域の制度・サービスで対応できることばかりではありません。
 - ・在宅サービス等からの問題発見
 - ・地区社協や住民活動・ボランティア支援を通じた地域住民からの情報提供
 - ・関係機関とのネットワークからの情報把握
- ネットワーク、連携・協働による総合的支援**
 多様な問題に、多様な担い手たち（専門職だけでなく地域住民やボランティア等も含め）による支援が必要です。
 - ・専門機関、地区社協等、個別の問題に応じたネットワークによる支援の構築
- ライフステージ、長期展望に立った支援**
 予測される介護問題、子どもの問題、Aさん自身の望む暮らしの実現を視野に入れた段階的支援が必要です。
 - ・日々の暮らしが重ねられる中で、問題の変化に寄りそう支援
- 本人をとりまく環境の変化を促す支援**
 さまざまな支援を必要としているAさんを理解し、気づかってくれる人、支えが必要です。
 - ・個の問題を「地域」とつなぎ、地域の中で困りごとを抱える人が孤立することなく、支えられる地域づくり
- 予防的支援から継続的な支援まで含めた総合的支援**
 いまのAさんが直面する問題への支援だけでなく、今後予測される問題を未然に防ぐ支援や、「第2のAさん」を生まない地域づくりが必要です。
 - ・住民が問題を抱えている人の存在に気づき、声かけや聞き役や、必要な機関へのつなぎ役などを主体的におこなう地域づくり
 - ・問題を抱えている人の存在を早期に把握できるような住民主体の活動・しくみづくり

- ### 「総合相談」によって生み出される取り組み
- 多様なアンテナによる生活問題の早期発見、多様なニーズの受け止め
 - 福祉分野を超えたフォーマル・インフォーマルネットワークによる支援
 - ひとりひとりのニーズにあわせた支援活動の創出
 - ひとりひとりの状況にそった継続的な支援
 - ひとりひとりへの支援の蓄積をとおした「誰もが」暮らしやすい地域づくり

地域で展開する「総合相談」における「総合」の意味（岩間伸之氏）

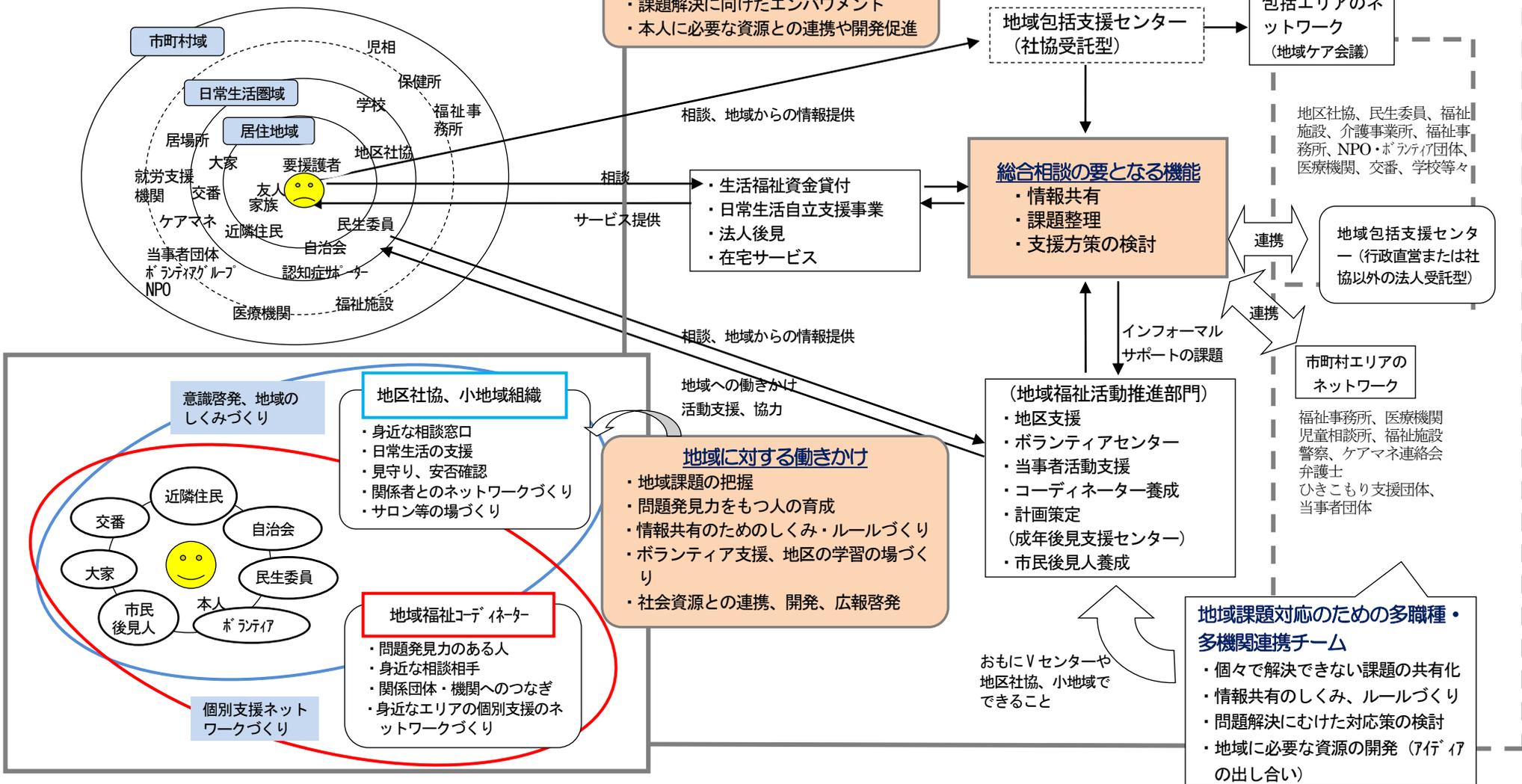
- ①高齢者、障害者等の対象者別のニーズではなく、地域生活上の多様なニーズ、「生活のしづらさ」への対応
- ②ニーズ発見から見守りまで、予防的支援から継続的支援までを含めた総合的な支援
- ③本人のライフステージにそった長期展望のもとでの支援
- ④多様な担い手たち（専門職だけではなく地域住民やボランティア等も含め）の参画によるネットワークや連携・協働での総合的な働きかけ
- ⑤本人だけでなく、本人をとりまく環境を一体的に視野に入れて変化を促す支援

※「地域福祉援助をつかむ」（有斐閣）より

社協の「総合相談」の展開イメージ

※この展開イメージはオーソドックスな例であり、市町村によってその特徴を生かしたさまざまなパターンで展開しています。
(⇒参照 P8, 9)

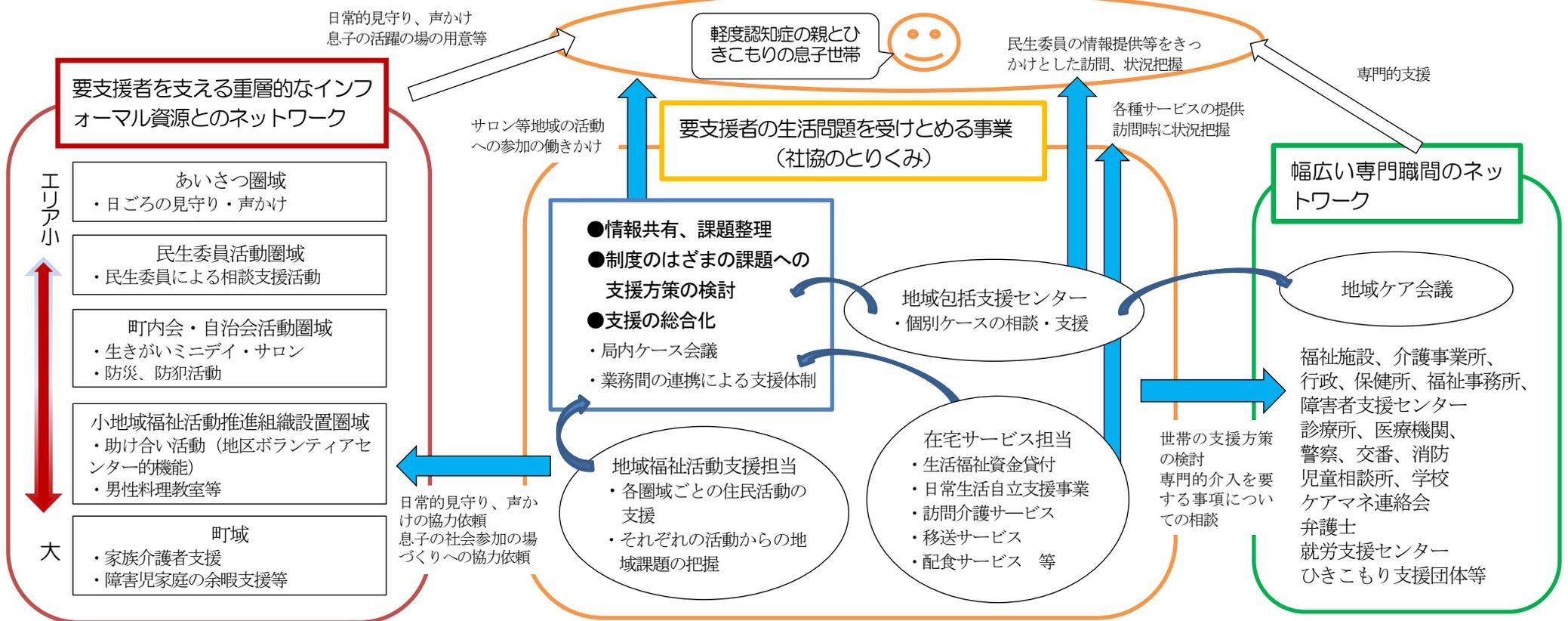
「個別ケースへの支援」と「福祉のまちづくり」の2つの機能を、局内のケース検討などで統合化しながら (図・「総合相談の要となる機能」の部分)、地区社協等住民活動と専門機関との協働で「総合相談」を展開しています。



社協の特性を生かした事業展開例～各エリアにつくってきた住民主体の活動が地域の支援の受け皿に（葉山町）

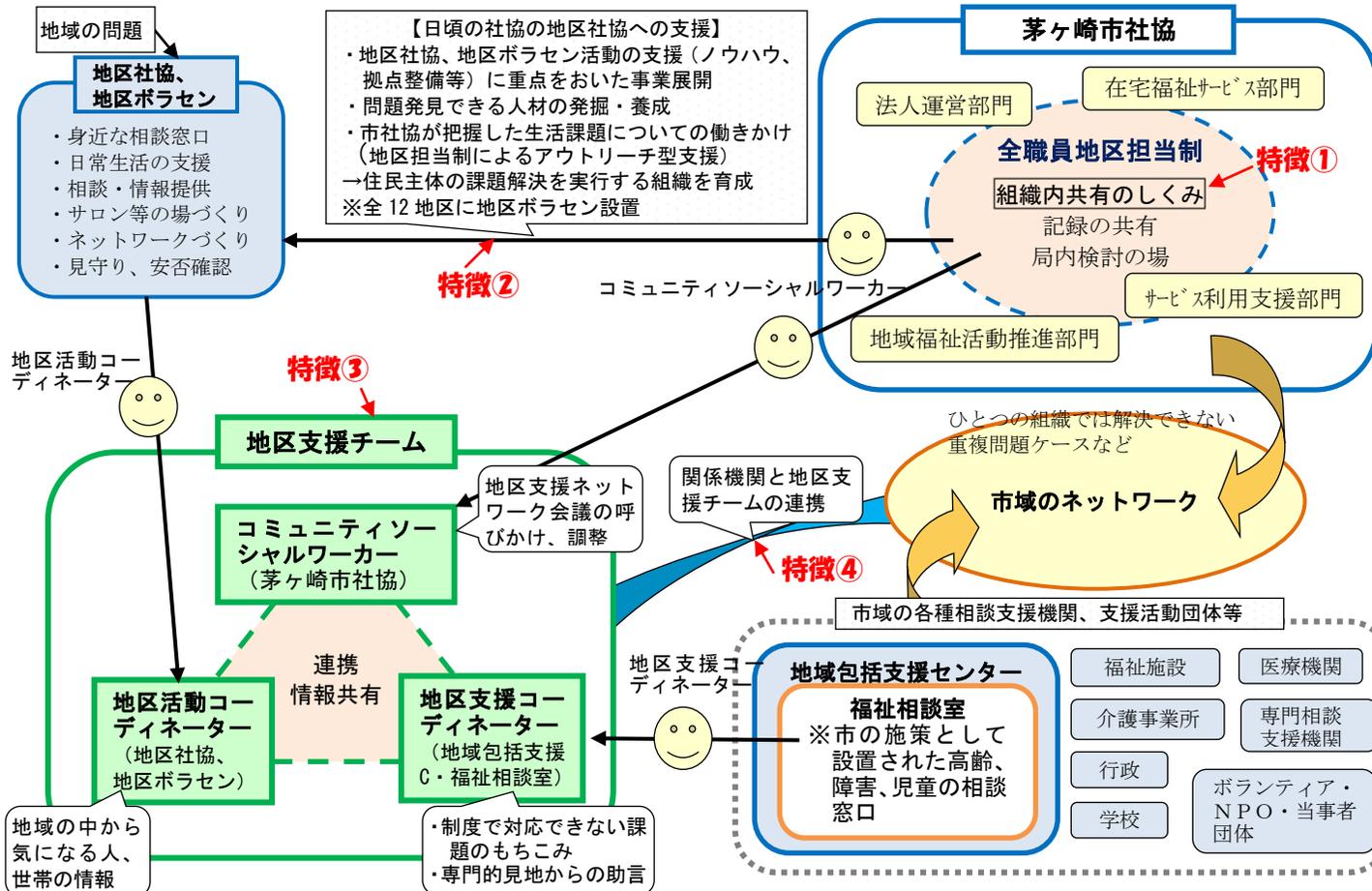
- “総合相談”を展開していく上で、潜在化しがちな問題発見の窓口となる多くの活動や人づくり、そして個々の抱える多様な問題に応じた支援の受け皿を用意していくことが重要です。
- 葉山町社協では、小地域福祉活動および障害児の余暇支援、家族介護者の支援といった課題別の住民活動の支援に力を入れており、生活にもっとも近いエリアから町域まで、さまざまな住民活動が点在しています。
- こうしたインフォーマルな活動を多様に展開していくことにより、本人から声があがらないため専門機関につながりにくく深刻化しがちな問題を、早期に発見し、早期に適切な支援につなげられるよう、働きかけをおこなっています。
- また、地域包括支援センターなどにつながってくる個別ケースに対しては、専門機関のネットワークで対応しつつ、専門職の支援だけではできない日常的な見守りや、さまざまな地域活動に本人の参加を促すことで生きがい支援にもつなげていく等、幅広い支援をおこなうことができます。
- 社協では局内のケース会議や複数担当による支援体制をつくり、情報共有、業務間の連携をとりながら総合的な生活支援をすすめています。

たとえば・・・



社協の特性を生かした事業展開例～地区社協エリアを核に専門職と住民活動をつなぐ総合相談体制を構築（茅ヶ崎）

- 社協は“総合相談”という看板を掲げていなくても、それぞれの地域性と特徴を生かし、総合相談を展開しています。茅ヶ崎市社協の特徴は、従来から社協が支援の重点を置いてきた地区社協を核に展開している点です。
- 茅ヶ崎市社協では「地区担当制」により、全正規職員が担当業務に関係なく地区社協（全12地区）の支援にあたりながら、地区の中で住民のちょっとした困りごとに対応する「地区ボランティアセンター」の設置をすすめてきました。（図の**特徴1**、**特徴2**）
- こうした取り組みの蓄積をとおして関係を築いてきた地区活動の担い手と、市の施策により地域包括支援センター内に設置された「福祉相談室（高齢分野だけでなく、障害、児童の相談にも対応）」とを茅ヶ崎市コーディネーター配置事業の「地区支援チーム」という地区社協エリアの場でつなげ、専門職と住民活動の連携・協働の総合相談体制をモデル的に展開しています。（図の**特徴3**）
- この地区支援チームをネットワークの核として、さらに関係機関・団体との連携の輪を広げ、網の目の細かい相談支援体制の構築を目指します。（図の**特徴4**）



取り組みの効果

【これまでに対応した事例】

- ・うつでひきこもりがちな息子を心配する母親からの相談への対応（地区ボラセンに入った相談）
- ・母親の施設入所により独居になった知的障害をもつ子の支援（行政から社協に入った相談）
- ・地域を徘徊している独居高齢者の支援（専門相談機関から地域包括支援センターに入った相談）

【地区支援チームの役割】

- ・それぞれの相談、把握した問題のもちより・情報共有
- ・支援方策の検討、それぞれの役割の確認
- ・それぞれが持っているネットワークの活用
- ・制度外の問題への対応にむけたアイディアの出し合い、役割分担に基づく支援

【これまでの成果】

- ・顔をあわせる機会が増えたことで相互の信頼関係ができてきた。
- ・困難を抱え込まず、互いに持ちこめる場ができた。
- ・地域で拾いあげた問題を地域だけにまかせるのではなく、専門機関がフォローする体制ができてきた。
- ・相互の共有により、地域内のニーズが見えやすくなってきた。

社協が取り組む権利擁護とは～「その人らしく生きる」ことへの支援と、それを支える地域づくり

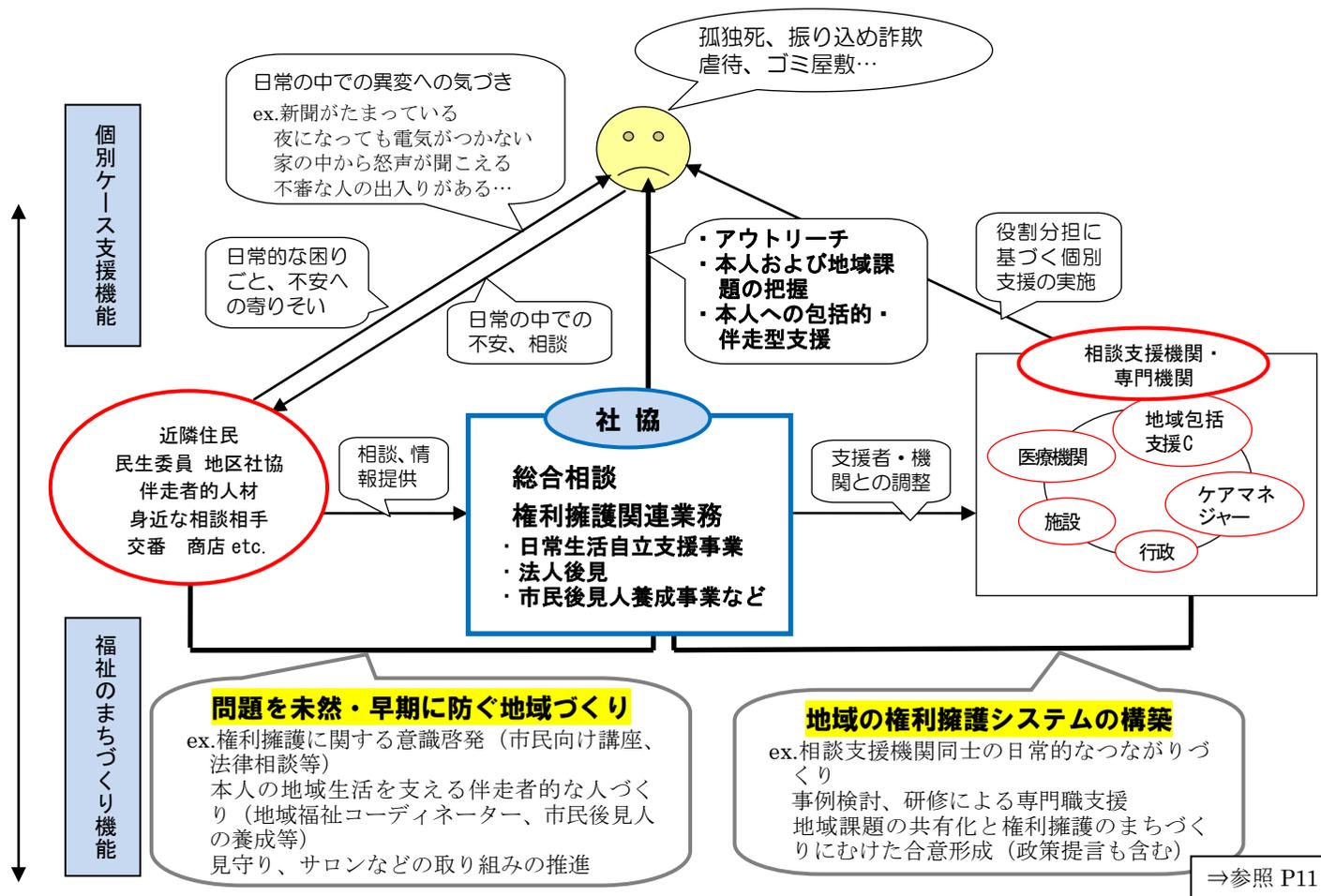
社協が取り組む「権利擁護」とは

- ・ 虐待、経済的被害、差別等から本人を守るという「権利侵害」からの保護や、衣食住など生活上の基本的ニーズの充足という限られた局面での権利擁護だけではなく、
- ・ 本人が地域（社会）の中で、さまざまな人に支えられたり、支える立場になったりしながら、自分の存在が価値あるものと認識でき、**本人が主体となって生きていくことを支えること** です。

社協が取り組む権利擁護の特徴

- ① 社協の事業または地域や関係機関からの情報を受けたアウトリーチによる問題の早期把握
- ② 権利擁護関連業務をとおした本人への包括的・伴走型支援の実施
- ③ 支援者・機関のネットワークによる分野を超えた支援
- ④ 関係者間での知恵の結集による制度・サービスの枠を超えた個別問題への対応
- ⑤ 問題の予防、早期発見・早期解決と、支援を要する人の自立を支える地域の取り組み推進

そのために
「個別ケース支援機能」と
「福祉のまちづくり機能」
を駆使



⇒参照 P11

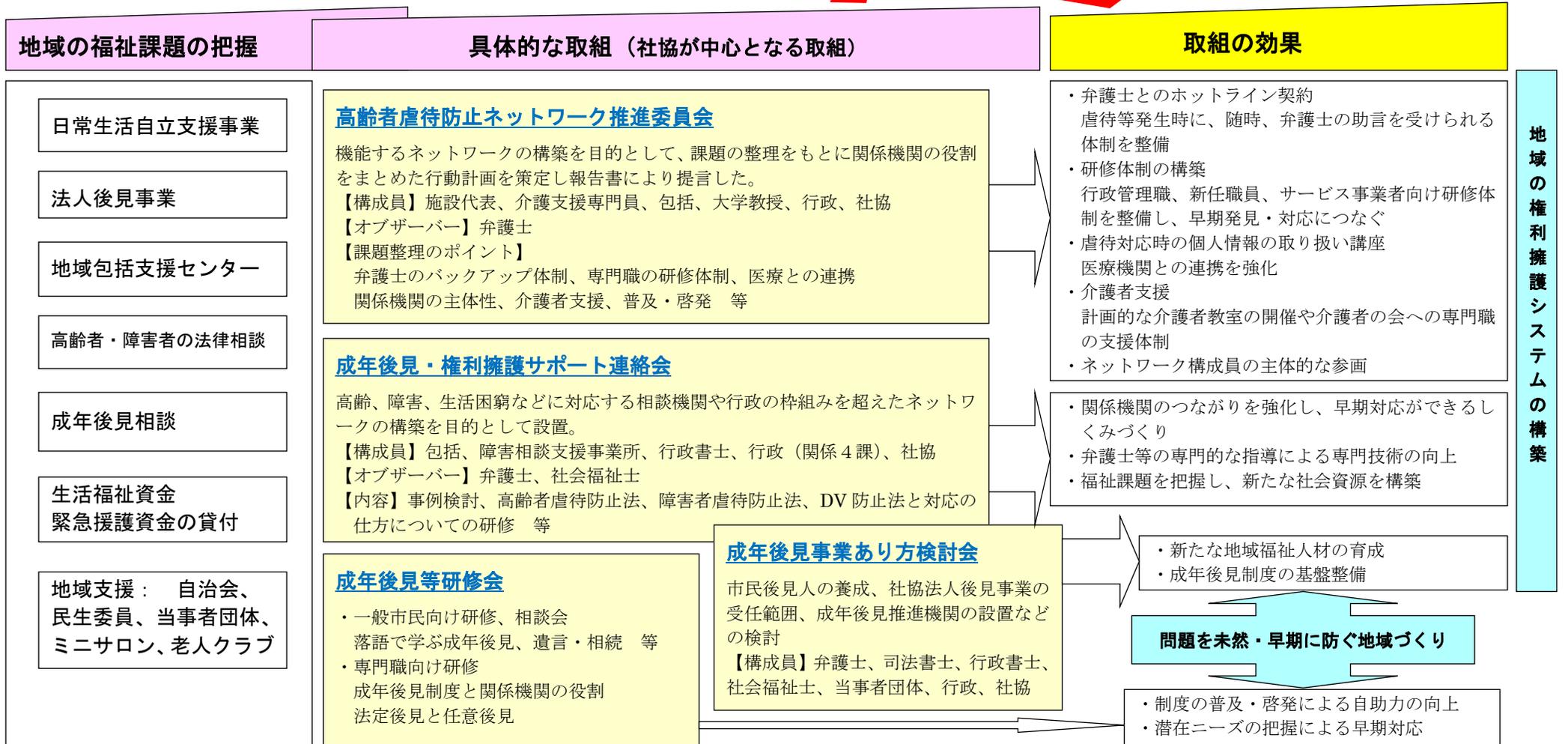
社協の取り組む権利擁護とは～制度の枠組みを超えた横断的な連携による権利擁護のまちづくり（伊勢原市社協）

認知症の親（高齢者）と障害者の同居世帯、要介護状態の高齢者と長期間ひきこもりの子の世帯、経済不況による多重債務、認知症高齢者等の消費者被害など生活課題が複雑化しています。

「誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくため」に、対象別に専門分化した相談機関等の狭間を埋め、地域住民、医療機関、法曹関係者、警察など多様な機関の連携により、制度の枠組みを超えた横断的な連携のしくみづくり推進しています。

伊勢原市社会福祉協議会の取り組み

提言・しくみづくり



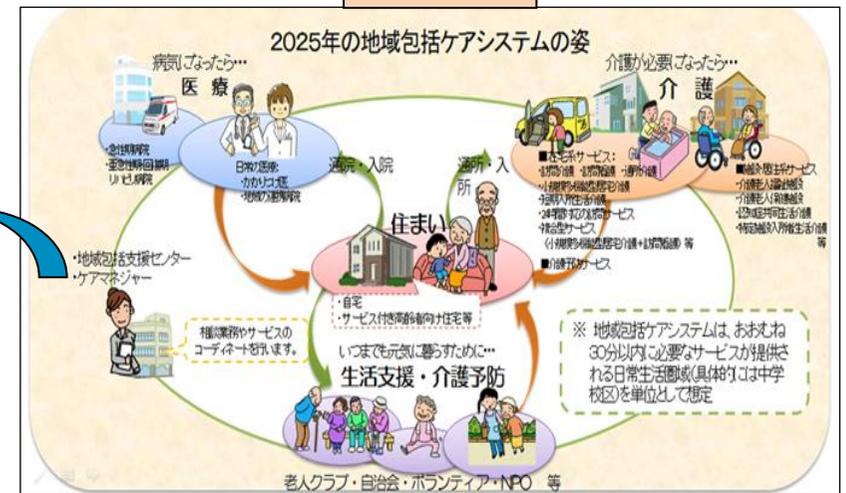
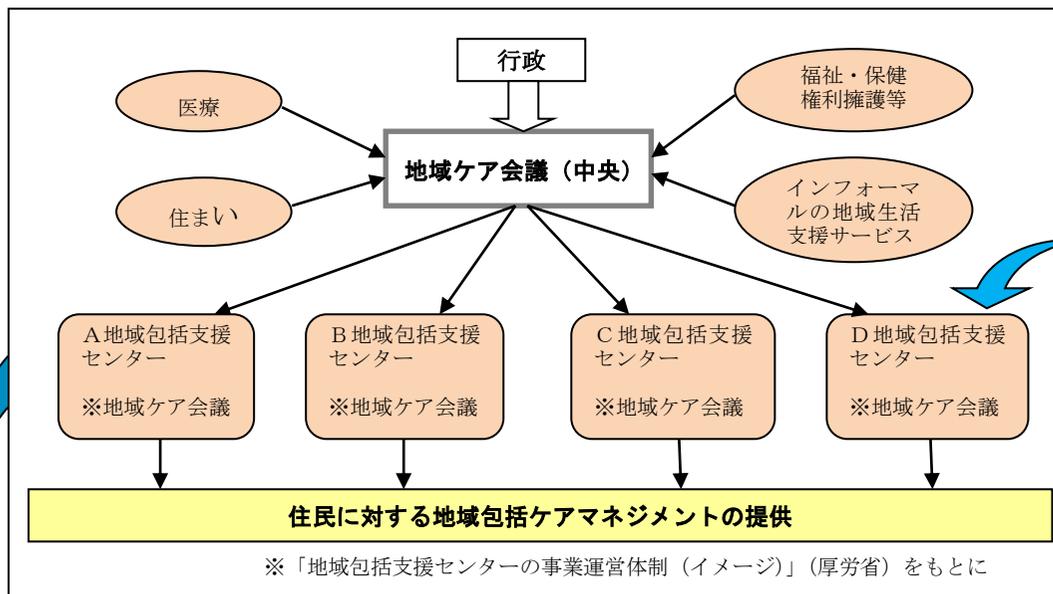
地域の権利擁護システムの構築

地域包括ケアシステムの中で社協が果たす役割、可能性～めざすところは地域福祉の目標そのもの

- 地域包括ケアシステムのめざす方向性は、社協がめざす「住み慣れた地域で安心して暮らすことができる公私協働の福祉のまちづくり」と一致しています。
- また、地域包括ケアシステムの中核となる「地域ケア会議」に求められている機能は、「個別ケースへの支援機能」と「福祉のまちづくりを推進する機能」をあわせもつ、社協の特性そのものでもあります。

地域包括ケアシステムの目標

日常生活圏域での住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供による、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域ケア体制の実現



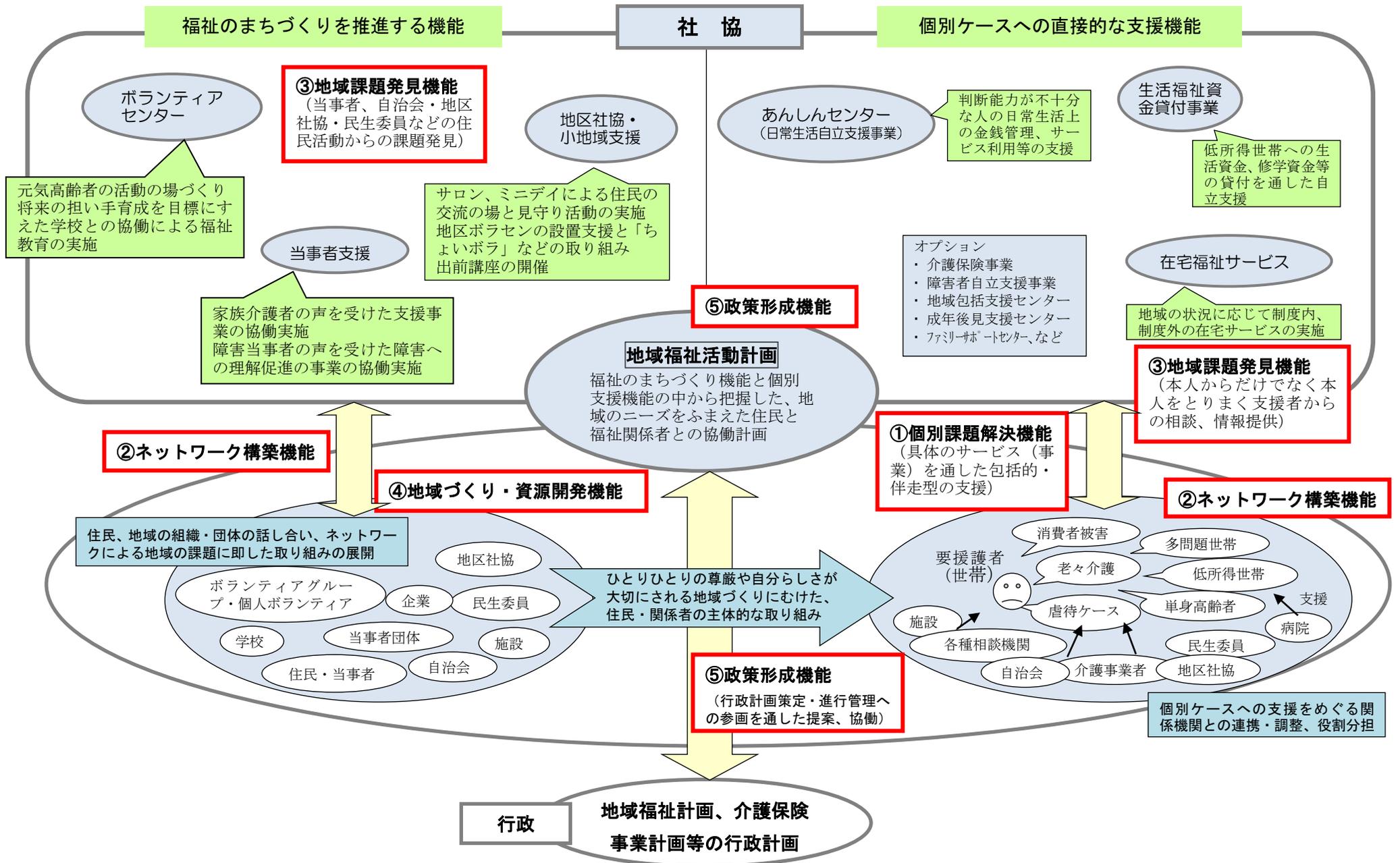
「地域ケア会議」に求められている機能

- ① 個別課題解決機能
- ② ネットワーク構築機能
- ③ 地域課題発見機能
- ④ 地域づくり・資源開発機能
- ⑤ 政策形成機能

<地域包括ケアシステムの中で生きる社協の特性>

- ① 具体のサービス(事業)をととした包括的、伴走型の支援
- ② 行政、市町村内の関係機関とのネットワーク形成、課題共有
- ③ 多様な相談窓口からの問題把握
- ④ 地域の住民同士の支え合い(お互いさま)のまちづくり
- ⑤ 地域福祉活動計画の策定、「運動体」の特性をいかした行政への提言機能

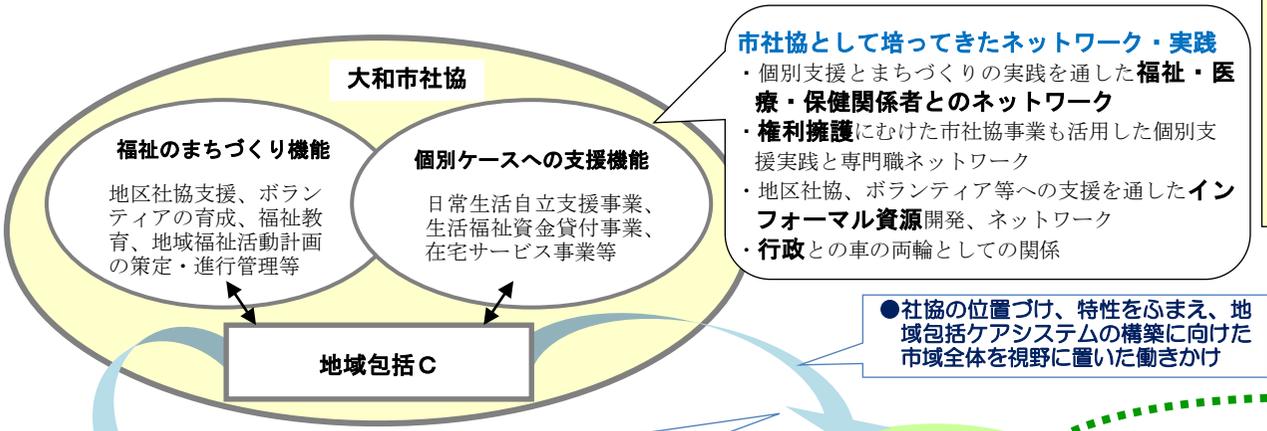
地域包括ケアシステムの中で生きる社協の特性～地域ケア会議と社協の特性の関連



社協の特性を生かした事業展開例～市域全体の地域包括支援センターの統括的機能を発揮（大和市社協）

大和市社協は市内9ヶ所（H25年10月現在）ある地域包括支援センターのうちの1ヶ所を受託し、担当エリアでは地域支援部門との連携を組んで地区社協等との関係づくりをおこないながら、もう一方で市内の地域包括支援センター、その他の専門職に働きかけて、情報交換、研修、困難ケースの事例検討などに取り組み、市域の統括的な役割を果たしています。

大和市社協が運営する地域包括支援センターの取り組み

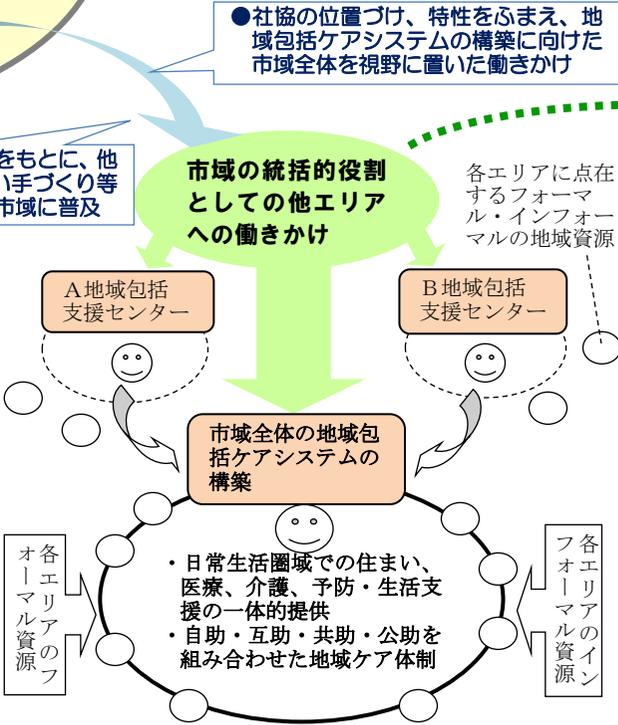


- 大和市社協の地域包括支援センターでは、社協の特性や実践経験をふまえ、担当エリアで行われている住民活動と関係をつくりながら、個別支援をめぐる地域と専門職のネットワーク形成をすすめる、市域の会議や研修等の主催により他エリアへの普及をめざしています。
- また市域の地域ケア会議をはじめとする情報交換や研修の場から、各地域包括支援センターやケアマネ、相談支援機関等の専門職ネットワークをつくり、多様な困難事例に対する各機関の支援力の向上につなげています。

担当エリアにおける取り組み

- ふれあい訪問ケース会議の開催
担当エリアの地区社協が実施する「ふれあい訪問」から気になるケースの検討の場の開催提案と参加
- 担当エリア内地域ケア会議の開催
- 具体ケースを通じた個別支援のための地域と専門職のネットワークづくり
- 地区社協主催の高齢者サロンへの定例参加
- 認知症サポーター・介護予防サポーター養成、介護者教室・交流会の開催
- 地域ささえあい会議の開催
- 地区社協、民児協研修のコーディネート、地区社協関係者への研修
(地区社協支援担当者との連携による)

● 担当エリアにおける実践をもとに、他エリアへの働きかけ、担い手づくり等の意味合い、ノウハウを市域に普及



【個別課題解決機能】【ネットワーク構築機能】【地域課題発見機能】

- 市域の地域ケア会議の開催
- 市内9つの病院と市内の地域包括支援センターとの顔合わせ、情報共有の場づくり
- 担当エリアに限らず日常場面でのケアマネからの相談への対応、各センターからの相談への対応
- ケアマネ同士の情報交換の場（ケアマネサロン）、ケアマネと介護サービス事業所以外の情報交換の場（ケアマネサロン plus）の開催
- 虐待ケース対応スキルアップ研修の実施（参加対象：地域包括支援センター、ケアマネ、障害者相談支援事業所、社協、行政）
- 市のケアマネ連絡協議会、大和保健医療福祉ネットワーク等への協力
- 担当エリアの実践をもとに、個別ケース支援のための地域と専門職のネットワーク推進

【政策形成機能】

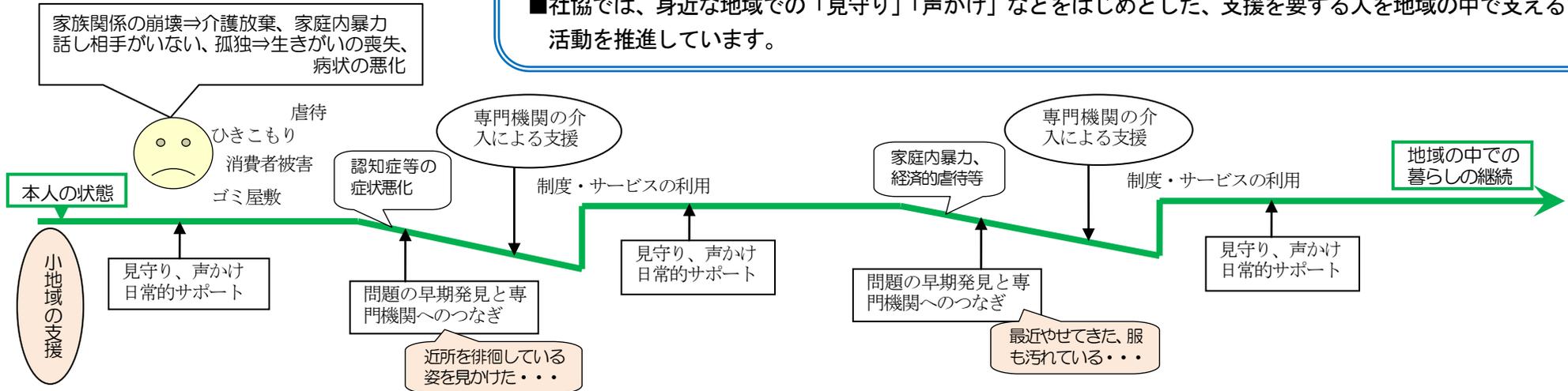
- 市域の成年後見のしくみづくりへの協力
地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者相談支援事業所、病院MSW、行政職員等を対象とした成年後見制度合同研修会の実施など
- 広く地域福祉の視点から課題となっているテーマをとりあげた研修等の開催（災害対策ミニセミナー、市の計画・施策に関する意見交換会など）

社協が推進する小地域福祉活動とは～住民主体による地域福祉推進の基盤となるもの

小地域福祉活動とは・・・

■小地域福祉活動とは、「誰もが安心して暮らし続けられる地域」をつくるための、住民の自発的な意思にもとづく共助の取り組みであり、住民ニーズを基本に、住民主体を理念に掲げて地域福祉の推進をはかる、社協の基盤となるものです。

■社協では、身近な地域での「見守り」「声かけ」などをはじめとした、支援を要する人を地域の中で支える活動を推進しています。



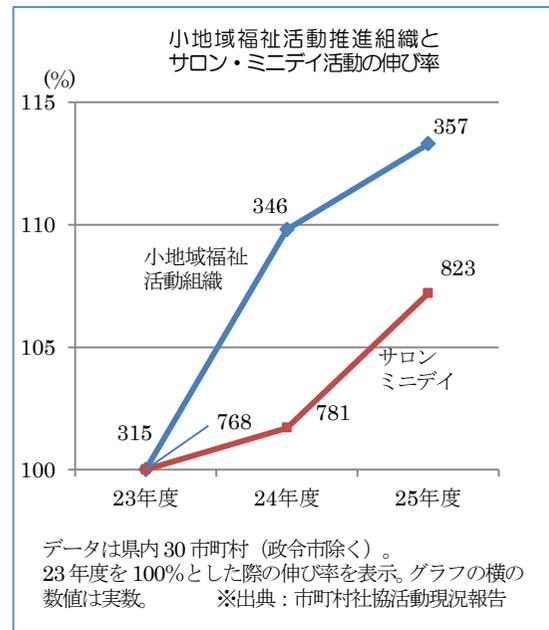
- 地域での暮らしを継続していくためには、状況に応じて在宅サービスなどの制度・サービスを利用しつつ、家族や近隣住民などによるインフォーマルサポートが不可欠です。
- 加齢や障害、経済的な状況等、生活上の問題が起因となって人間関係・社会関係が希薄化すると、社会的な孤立が生じ、その結果が消費者被害や虐待、ひきこもりやゴミ屋敷等といった問題となって深刻化・顕在化してきます。
- 小地域福祉活動は、どのような状況になってもひとりひとりが地域の中で暮らし続けられるよう、住民同士の顔が見える関係づくりなどをとおして社会的な孤立を防ぎ、生活上の問題を早期に把握し、専門機関等につなげながら、継続的に見守り、支えていく役割を果たしています。

【小地域福祉活動の機能と取り組み例】

機能	活動形態の例	主な担い手
身近な相談窓口 見守り、問題の早期発見	・ 定期訪問活動 ・ なんでも相談 ・ 見守りネットワーク	民生委員児童委員 地区社協 地域福祉コーディネーター
日常生活支援	・ ちょボラ（ゴミ出し、電球交換等） ・ 買い物支援	地区社協・地区ボラセン
顔が見える関係づくり	・ サロン、ミニデイ ・ イベント、まつり、防災行事	地区社協、自治会
災害時・緊急時の助け合い	・ 声かけ・安否確認	民生委員児童委員 自治会、地区社協
地域課題の把握	・ 住民懇談会 ・ 地域診断、助け合いマップ作成	地区社協
課題にそった活動の開発	・ 団塊世代、元気高齢者の活躍の場づくり	地区社協
住民主体による計画的な福祉のまちづくり活動の推進	・ 小地域福祉活動計画	地区社協

社協のおこなう小地域福祉活動支援～担い手の発掘、住民の気づき、関係づくりを促す支援

- 社協は、「日常生活圏域（※注）」を目安に、
 - 住民自らの地域課題への気づき、課題解決のための活動推進のための「小地域福祉活動推進組織（地区社協）」の組織化
 - 小地域福祉活動の担い手となる地域の人材発掘・育成、をすすめています。
- 神奈川県内の政令指定都市を除く 30 市町村では、平成 25 年度時点で、市町村社協の支援する地区社協などの小地域福祉活動推進組織が 357 組織、サロン・ミニデイ等の取り組みが 823 カ所あることが把握されています。



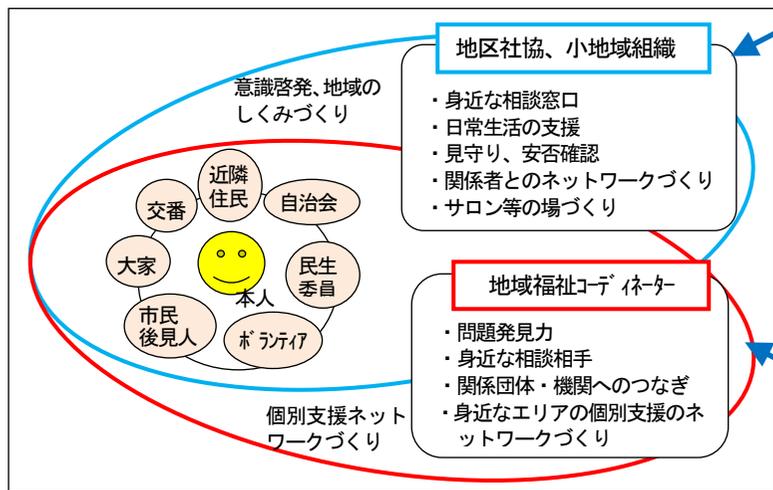
社協の小地域福祉活動支援の具体例

- 地区社協等、小地域福祉活動推進組織の結成への支援
 - ・自治会等、地域住民への小地域福祉活動および推進組織の必要性についての働きかけ
 - ・組織結成にあたっての助言（エリア設定、構成員、組織の規程・ルールづくり等）
- 地区社協等の具体的な取り組みへの支援
 - ・他地区の先進事例の紹介 ・活動助成
 - ・NPO、ボランティアグループ、福祉施設等と地区社協の関係づくり
 - ・市町村社協事業から把握した福祉課題、情報提供、など

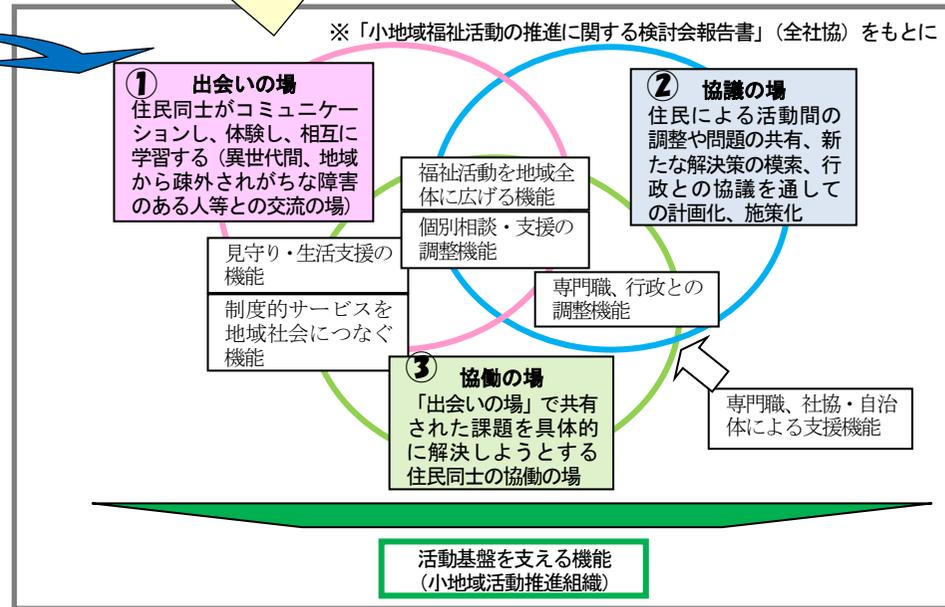
小地域福祉活動推進組織（地区社協）の基本機能

- ①地域の住民同士が集まり、
- ②生活上の問題解決にむけて話し合い、
- ③協力しあって具体的な活動を企画・実施していくこと

〈構成員：自治会、民生委員、福祉施設、ボランティアグループ等〉



- 小地域福祉活動の担い手となる人材の発掘・育成
 - ・具体的な活動を担う住民（ボランティア）の育成
 - ・要援護者の個別支援ネットワークづくりを中心に担う人（地域福祉コーディネーター等）の人材発掘・育成、など



小地域福祉活動の定着化、活動と担い手の広がり～社協と行政の連携・協働による取り組みの重要性

- 地域包括ケアシステムの中での身近な地域での生活支援のしくみづくりが課題となっている中で、住民相互の支え合いは重要度を増しており、年々、取り組みの数だけでなく担い手も活動内容も広がっています。
- 社協がすすめてきた小地域福祉活動支援に、地域福祉計画の策定等により行政施策がつながることで、活動の多様化・定着化、担い手の増加などがよりすすむことが期待されます。

◆小地域福祉活動の効果◆



① 顔の見える関係

サロン活動や要援護世帯への訪問、安全パトロールなど様々な活動とおして、核家族化や人間関係の希薄化などが言われる中で、住民同士の顔が見える関係ができていきます。

② 孤立の予防

地域で孤立しがちな人への見守りや声かけにより、孤立の予防につながります。

③ ちょっとした困りごとへの支援、手助け

制度・サービスの対象にならないちょっとした困りごとへの支援により、住み慣れた家での暮らしの維持につながります。

④ 異変、問題への気づき

身近な地域だからこそ、早期に異変や問題に気づくことができ、支援につながることができます。

⑤ 災害・緊急時の助け合い

災害時や緊急時は、まず近くにいる人同士の助け合いが必要です。日ごろから顔の見える関係づくりをしていることが、災害・緊急時の助け合いに生きてきます。

⑥ 暮らしの中からの福祉意識啓発、担い手づくり

地区社協等による地域住民を対象にした福祉講座の開催やサロン活動等のボランティア養成の取り組みは、暮らしの中からの福祉意識の啓発や担い手づくりにつながっています。

⑦ 暮らしやすいまちづくり

上記のような取り組みをとおして、だれもが困ったときに声をかけあい、助けあうことのできる、暮らしやすいまちづくりの実現につながっていきます。



「雨戸が開いていない」、「2～3日、姿を見かけない」・・・小田原の各地区社協（単位自治会域）に組織されている住民による「在宅福祉サービスチーム」は、日常の中で、気になる世帯の見守り・生活支援活動をおこなっています。異変を感じて訪問したら家の中で倒れていたところを発見、すぐに救急搬送して一命をとりとめた、というようなケースもあります。

このほか、東富水地区社協では、市内の施設法人の拠点を借りて地区ボランティアセンターを開設し、庭木の剪定やゴミ出しなどのちょっとした支援を“住民サポーター”がおこなっています。

小田原市では高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などを受けて、支援を要する人を地域で支えていくための市民、事業者、行政の一体的な取り組み推進にむけた「ケアタウン構想」を打ち出しました。現在、行政と社協の協働のもと、地域特性や課題にそった活動の創出や新たな担い手づくり、従来からある活動のさらなる充実にもつれた支援を重点的にすすめているところです。

相模原市東林地区社協には、高齢者や子育て中の親子を対象としたサロン活動のほかに、「東林いきいき塾」という福祉活動の担い手づくり、学びの場づくりの取り組みがあります。年6回ほど開講される講座は、大人対象の「ボランティア入門講座」「介護講座」、中高生対象の「ヤング防災ボランティア体験教室」などメニューも豊富です。

また、ボランティアの運営による「東林いきいきの広場」は食事やコーヒーを楽しみながら、高齢者、子ども連れの母親など多世代が交流する場になっています。地域という場で出会った人たちが、地域活動の担い手になっていく—そんな構図が、ここでは自然にできています。相模原市ではこのような取り組みを広げていくため、「福祉コミュニティ形成事業」を市地域福祉計画の重点事業に定め活動財源の支援等をおこない、行政・社協の連携による地区社協活動の強化推進をはかっています。



「東林いきいきの広場」を利用したボランティア講座の一コマ。指導にあっているのは「東林男性ボランティア会」の会長。

災害時に備えた社協の活動～日ごろからの“顔の見える地域づくり”が災害時にも強い地域を生む

災害時には行政の指揮系統だけに頼れないことは、これまでの経験上、明らかになっています。要支援者・世帯のマップや名簿作成などの取り組みもある一方で、個人情報の問題等もあり、すべてを網羅することも不可能です。こうした中で、日ごろからの“顔の見える地域づくり”が、災害時にも力を発揮します。社協の災害対応事業は、災害時に限ったものではなく、日常の「福祉のまちづくり」の延長線上にあるものです。

社協の「福祉のまちづくり」と災害時に備えた取り組み例

ボランティアセンター事業、地区社協・小地域活動支援、当事者団体への支援、会員との協議の場、行政（計画）との協働などを通して・・・

課題や情報の共有

- ・ 福祉教育などを通じた“災害弱者”理解の場づくり
- ・ ボランティア講座などを活用した被災地支援の経験交流
- ・ 会員との協議の場を活用した災害時を想定した関係団体・機関等の情報交換など

「災害弱者」とはどのような状況の人たちなのか・・・住民・関係者同士の共有をすすめる

顔の見える関係づくり

- ・ 当事者団体との協働による関係機関との合同防災訓練等の実施（⇒P20参照）
- ・ 地区社協、自治会等による地域の危険個所の点検活動等の取り組み支援、防災グッズの配布等を活用した要支援者・世帯への期訪問等の支援
- ・ 日頃からの見守り活動やサロン・ミニデイなどの自主的な住民活動の推進・支援
- ・ 地域福祉コーディネーター等活動の担い手の発掘・養成

近隣同士の支え合いを育み、非常時の被害拡大防止と、被災後も孤立を防ぐまちづくりにつなげる

災害時に備えた市域のしくみづくり（施策化）

- ・ 行政、地域関係者（施設、災害ボランティア団体、企業、商店等々）との災害協定、申し合わせなどの整備

日頃の活動を通して、福祉的視点からの施策提言、防災計画への参画等

- 災害弱者となりやすいのは高齢、障害、子ども、疾病をかかえた人、社会的孤立の状態に置かれている、または社会的孤立の状態に陥りやすい人たちです。
- 社協は住民主体で「福祉のまちづくり」を推進することを組織の使命とし、「福祉のまちづくり機能」により、地区社協、ボランティア、NPO、福祉施設、学校等、さまざまな人々とのネットワークを築きながら、日頃からこうした人々と地域を結ぶ接点をつくり、また、潜在的な問題も早期に発見できる地域のしくみづくりをすすめています。
- こうした、日ごろからの取り組みが、「顔の見える」地域につながり、災害時および被災後においても、ひとりひとりの命を守るまちづくりにつながっています。
- 社協は各種事業、活動を通して要援護者の状況を把握し、また、関係機関・団体とのネットワークを築いています。こうした日ごろの取り組みから、災害時には、福祉的な視点から要援護者支援のリーダーシップをとることができる組織です。

災害時に備えた社協の活動～全国ネットの強みがあるのも社協の特徴

社協はそれぞれが独立した組織ですが、国、都道府県、市町村に各1ずつ設置された“全国ネット”という特徴もある組織です。そうしたスケールメリットを生かし、大規模災害の折には、被災地への応援職員の派遣や、ボランティアへの支援、募金の呼びかけや救援物資の調達等、これまでの経験をもとに迅速な対応を展開しています。

■社協間の災害時相互支援協定について

災害の規模により、相互の協定等にもとづき、職員派遣などの支援がおこなわれます。

- 神奈川県内の一部のエリアでの災害⇒県社協と市町村社協間での協定にもとづく相互支援
- 関東地方等広域災害⇒関東ブロック（※）都県・政令都市社協間の協定にもとづく相互支援
- 全国規模の災害⇒全社協「大規模災害対策基本方針」にもとづく相互支援

【参考】大規模災害発生時の社会福祉協議会の動き
全社協「大規模災害対策基本方針」（H25.3.19）より

発生時	<ul style="list-style-type: none"> ○全国対策本部の設置（全社協） ○被害状況、活動方針等の情報の収集把握 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地都道府県・指定都市社協または各ブロック（※）幹事社協等への連絡 ・被災地への全社協職員の派遣 →厚労省、内閣府との連絡 →各県社協等への情報提供
状況等確認次第	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地支援活動の方針の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地社協への応援職員の派遣方針 ・社協等関係団体のための物資支援の方針 ・社協等関係団体のための拠金実施の方針
全国規模の活動開始以降	<ul style="list-style-type: none"> ○現地本部の開設 ○被災地支援関係情報の収集、課題整理 <ul style="list-style-type: none"> →被災地支援活動に関する制度・予算折衝 →情報提供、情報発信、提言 →NPO等被災地支援関係者との情報・課題共有 ○全国規模の活動の縮小、終息の方針確認

県社協から市町村社協へ

連絡を受け、県社協から各市町村社協に情報発信

- ・県社協で応援職員派遣の調整⇒職員派遣の実施
- ・ボランティア募集状況、物資等の状況等も随時情報提供

■被災地社協支援の内容例

- ・生活福祉資金（緊急一時貸付）の貸付業務の応援
- ・被災地社協の災害ボランティアセンター立ち上げ、ボランティア調整
- ・避難所、仮設住宅等への巡回、被災者のニーズ把握

職員派遣により、上記のような取り組みを迅速に展開できるのは、社協という組織が、それぞれ独立の組織として地域性にもとづく事業展開をしながら、生活福祉資金貸付事業、ボランティアセンターなど全国共通の事業も実施しているというネットワーク組織の面があるからと言えます。

※ブロックとは？

全国の都道府県・政令指定都市社協は、近隣地域ごとに全国で7つのブロックに分かれ、関東ブロックは以下の都県・政令指定都市で構成されています。

- ・都県（11）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、山梨県、長野県
- ・政令指定都市（8）：さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市

災害時に備えた社協の活動～社協が中心となり組織化した災害ボランティアネットワーク（伊勢原市社協）

～災害時要援護者となる当事者とボランティア団体の参画による自助・共助のまちづくり～

大規模災害が発生した場合、行政のみでの対応は困難であり、近年では、災害ボランティアの支援が不可欠となっています。

「自らの街は自分たちで守る」「自然災害は防ぐことができない。いかに減災するか」「万が一の時に速やかに対応ができ日常の生活を取り戻せるしくみをつくる」ということを設立趣旨として、社会福祉協議会が登録しているボランティア団体や当事者団体に呼びかけ、平成20年に「いせはら災害ボランティアネットワーク」を組織化しました。

福祉に対してノウハウのあるボランティア（手話、移送、調理、傾聴、よみきかせ等）の災害時の活用と当事者意見の反映や自助力の向上のため、多様な団体、個人が参画しています。

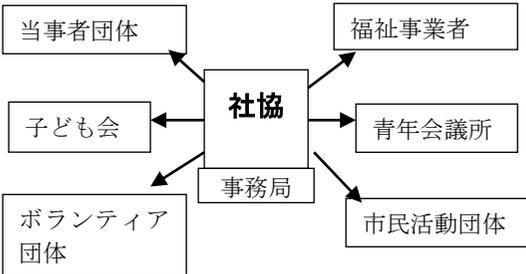
伊勢原市社会福祉協議会の取り組み

社協のネットワークを生かして呼びかけ

組織化

・各組織がお互いの主体性を尊重しながら日頃から顔の見える関係づくりを進めるため組織化

いせはら災害ボランティアネットワーク



連携

- 行政
- 自治会
- 民生委員
- 他市の災害ボランティアネットワーク

具体的な活動

- ・団体・個人間の日常から災害時のネットワーク化の推進
- ・行政とのボランティア受入体制や活動内容の調整
- ・災害時の活動拠点及び情報伝達手段の整備
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成研修
- ・子ども防災講座
- ・災害時を想定したシミュレーション訓練（災害ボランティアセンター設置運営訓練）
- ・防災に関する普及・啓発を目的とした研修（災害時の心のサポート研修、ロープワーク等実習、災害時要援護者避難支援計画についての研修等）

取組の効果

～関係機関との協働による新たな支え合いのしくみづくり～

自助力の向上

防災知識の習得により、自分の身は自分で守る力を促進

共助力の向上

意識の向上により、自分のできることは、積極的に参画

避難所運営ワークショップ



避難所のトラブルの対応の仕方などをグループワーク方式で研修。障害者や高校生も参加。

災害ボランティアセンター設置運営訓練



社協職員、ボランティア、当事者、学生などの参加により、毎年、市総合防災訓練との協働実施。

子ども防災講座



障害者の支援の仕方を学ぶ。

平成25年4月1日現在
団体会員 43団体

- ・当事者団体
 - ・子ども会
 - ・ボランティア団体
 - ・福祉事業者
 - ・市民活動団体
 - ・青年会議所
- 個人会員 6名



普通救命講習

関係者・機関・団体との協働による事業の企画と実施～住民の声を地域の取り組みにつなげる

- 社協は福祉的な課題を抱える当事者との協働はもちろん、福祉領域以外の機関や団体にも理解と協働の働きかけをおこない、地域の生活課題にそった活動を展開しています。
- 多様な資源をつなぎ、互いの持ち味を最大限に生かして福祉のまちづくりをすすめていくことが、社協の事業展開の特徴です。

茅ヶ崎市社協は障害者生活支援センターを受託し、長い夏休みの間に、障害のある子ども・家族等が参加できるイベントを、さまざまな関係者・機関・団体と協働で企画・実施しています。



葉山町社協では、家族介護者や地域住民、子育て世代、大学生、アロマセラピストたちとハーブやイモ作り（畑作業のお手伝い）を通して、多世代協働によるつながりづくりと介護者支援を行っています。

幼児から高齢者まで、なにげない会話の中で青空のもと顔が見える関係をつくっていくことで、家庭の中に閉ざされがちな介護者や子育て世代のストレスからの解放や社会的孤立の防止につなげています。

清川村では、民間バスの路線廃止となった地域で住民によるコミュニティ交通立ち上げの動きが生まれ、3年近くの話し合いや視察、試行運転などの取り組みの末、25年秋、「ぷらっとGO」の運行が実現しました。

清川村社協職員も、地域活動のアドバイザーとしてこの動きに最初からかわり、地域の人たちの主体性を尊重しながら、情報提供等、後方支援をおこなってきました。



商店や病院などが徒歩圏にない地域では、高齢や病気で運転できなくなることが生活そのものに大きな影響をもたらします。高齢化がどの市町村でも進行し、“買い物難民”という言葉も聞かれる昨今、こうした取り組みが各地にひろがっています。

愛川町社協では「知的障害特有の行動が不審者と誤解され心ない言葉を浴びせられる」等の家族の悩みが「愛川の底力住民委員会」で出たのを契機に、商店経営者との話し合いを重ね、「知的障がい者サポーター」の養成講座に参加をいただくようになりました。

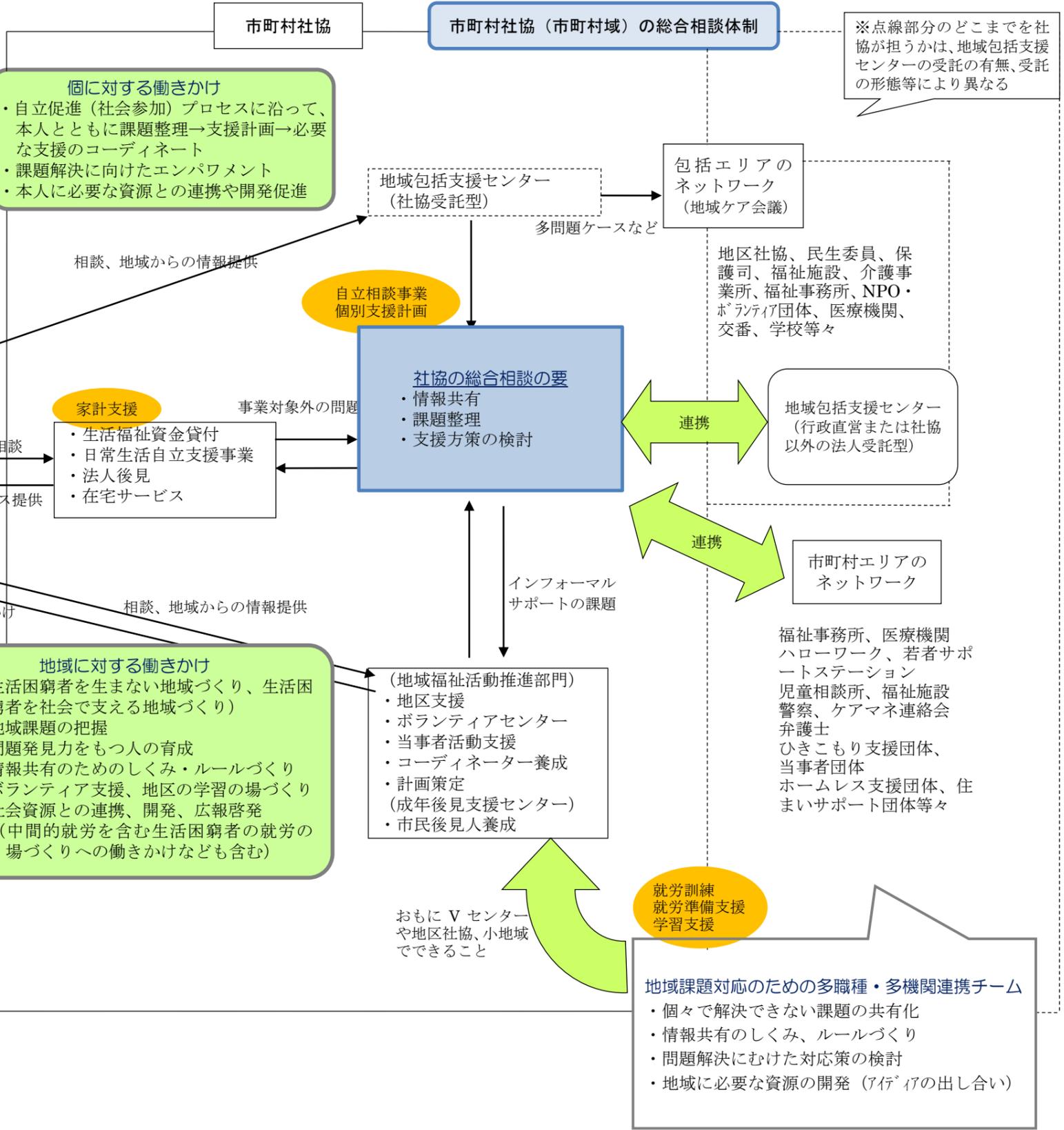
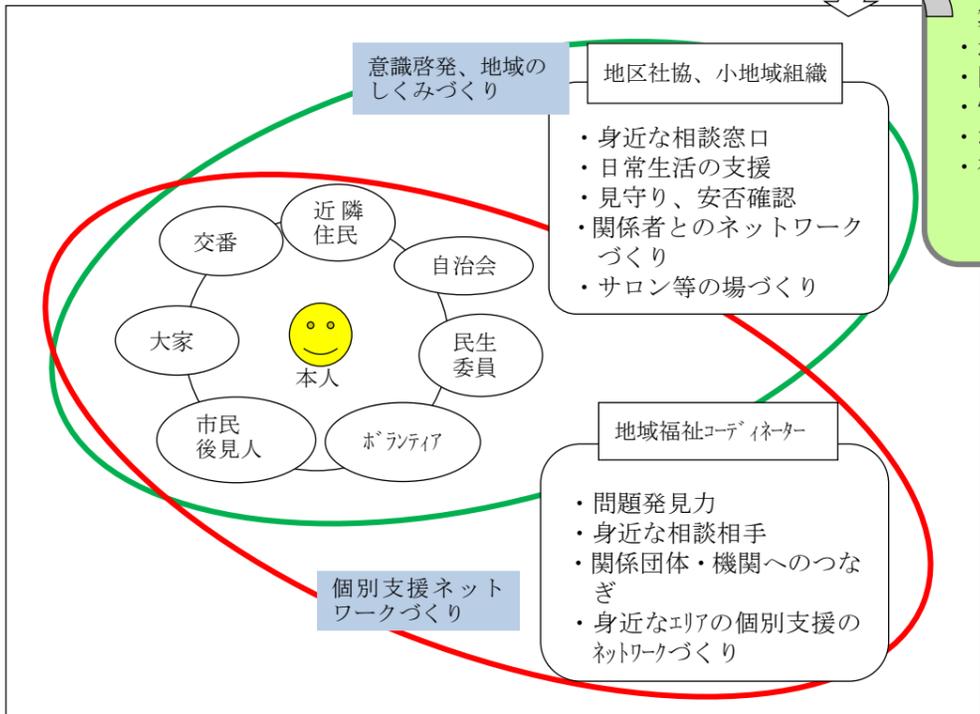
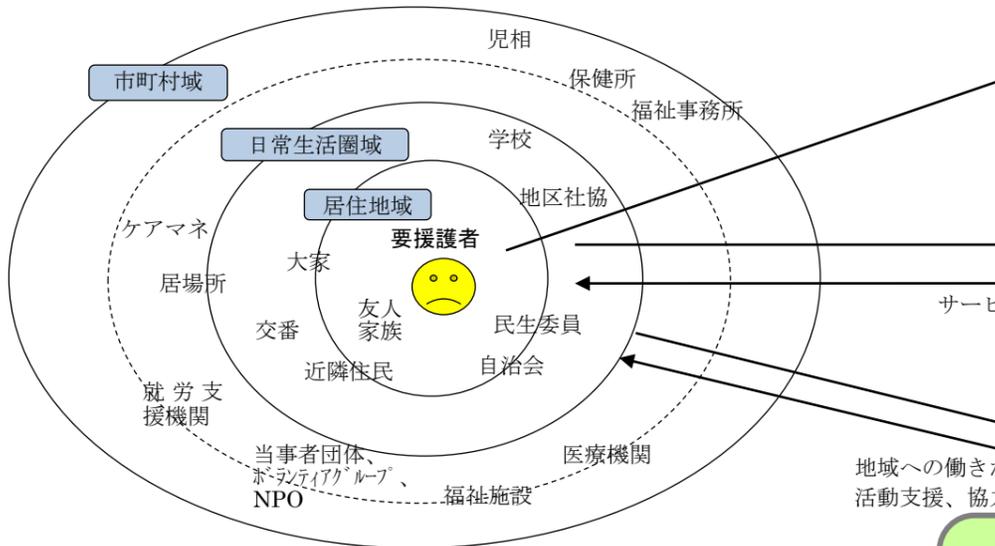
現在、講座を受講した店員が特性のリストバンドをつけ、障害者と店のお客さんとの橋渡し役となっています。



リストバンドはサポーターの目印

社協における生活困窮者支援体制のイメージ

- 複雑多様化する現代社会の生活問題に対して、多くの関係者・機関によるチームアプローチの必要性が言われています。社協はこれまで培ってきた多くの専門職とのネットワーク、要援護者の身近な地域での多様な住民活動等インフォーマルなネットワークをいかし、多面的なアプローチをしていくことが可能です。
- 生活困窮は、さまざまな小さな要因が重なり合った結果であることが少なくありません。問題が深刻化しないうちに早期のアプローチができることが大切です。このような面からも、問題の早期発見ができる地域の担い手と専門職とを結ぶ社協の機能は、とても有効なものと言えます。



市町村社協部会・市町村社協強化プロジェクトメンバー

(◎座長 ●作業部会長 ○作業部会)

No.	所 属	氏 名	職名等
1	横浜市社協	◎ 小嶋 正夫	経営改革室室長
2	川崎市社協	杉井 繁人	福祉部部長
3	相模原市社協	● 河原 哲	福祉推進課課長
4	平塚市社協	竹澤 光史	事務局長
5	小田原市社協	○ 遠藤 貴文	事務局長代理
6	三浦市社協	佐藤 千徳 高井 千夏	常務理事 地域福祉課長
7	大和市社協	○ 村元 良悦	事務局次長
8	伊勢原市社協	○ 和田 百合	局長補佐
9	葉山町社協	○ 加藤 智史	事務局長
10	湯河原町社協	前田 牧子	事務局長 (市町村社協部会事務局長会幹事長)

かながわの社協からの提案 2014

～住民が抱える生活課題の解決に向けて～

制作：(福)神奈川県社会福祉協議会

市町村社協部会・市町村社協強化プロジェクト

発行：2014年3月